
目 次

I	改定に当たって	1
1	改定の趣旨	1
2	実施方針の性格	1
3	実施期間	1
II	人権教育の基本的な方針と重点目標	2
1	人権教育の基本的な方針	2
2	重点目標	3
III	学校等における人権教育	7
1	人権教育実施体制の確立	7
2	人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成	7
3	指導内容・指導方法の工夫・改善	8
4	教育相談体制の充実	10
5	教職員の研修の実施	10
6	学校等、家庭、地域社会相互の連携	11
IV	家庭、地域社会における人権教育	12
1	生涯学習の視点に立った人権教育の実施	12
2	人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実	13
3	人権教育を推進するための指導者の養成	13
4	学習機会の充実	13
5	地域に根ざした人権教育の実施	14
V	各人権課題に対する取組	15
1	女性	16
2	子供	17
3	高齢者	18
4	障害のある人	19
5	同和問題	20
6	外国人	21
7	H I V感染者等	22
8	犯罪被害者やその家族	23
9	アイヌの人々	24
10	インターネットによる人権侵害	25
11	北朝鮮当局による拉致問題	26
12	災害時における人権への配慮	27
13	様々な人権問題	28
VI	資料	29
1	埼玉県人権施策推進指針（平成24年3月）抜粋	29
2	用語解説	31